

令和 8 年 9 月 24 日

荒病総第 329 号

荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき公告します。

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海
(公印省略)

荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務」を委託する受託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 「荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務」
- (2) 業務内容 「荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務要求水準書」を基準とする。
- (3) 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 か年間）
※ ただし、令和 8 年 10 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。
- (4) 実施場所 荒尾市立有明医療センター 院内保育所 キッズランド
熊本県荒尾市荒尾字大間口 2544

3. 委託料見積りの条件

委託料の見積は、荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務委託見積書【様式 3-1】、見積内訳書【様式 3-2】に記入すること。

- (1) 委託料は、荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務委託見積書の合計額をもって比較額とする。
- (2) 年間における固定した管理費(税抜き)には、事務費、消耗品費、給食費、その他経費等により見積もること。
- (3) 年間における変動する人件費(税抜き)は、報酬・諸手当、交通費、健康診断費、研修費、退職共済掛金、法定福利費、その他経費等ごとに、1 か月あたりの単価を見積り数量により見積もること。

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 公表及び資料配布開始 | 令和 8 年 9 月 28 日(月) から 10 月 5 日(月)まで |
| (2) 説明会(現地見学会) | 令和 8 年 10 月 1 日(木) 13 時 30 分～ |
| (3) 質問受付 | 令和 8 年 9 月 28 日(月)から 10 月 2 日(金)まで |
| (4) 質問回答 | 令和 8 年 10 月 5 日(月) |
| (5) 参加資格確認申請書受付 | 令和 8 年 9 月 28 日(月)から 10 月 7 日(水)まで |
| (6) 参加資格の審査 | 令和 8 年 10 月 8 日(木) |
| (7) 企画提案書の提出 | 令和 8 年 10 月 8 日(木)から 10 月 16 日(金)まで |
| (8) プレゼンテーション審査の実施 | 令和 8 年 10 月 20 日(火) 13 時 30～ |
| (9) 審査結果通知 | 令和 8 年 10 月 23 日(金) |
| (10) 業務引継開始 | 令和 8 年 10 月 24 日(土) ～ |

5. 本プロポーザブルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 1 6 7 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (4) 法人を設立して 5 年以上経過しており、財政状況及び資金状況が良好であること。併せて、認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営も含む）実績が 3 年以上であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 受託者は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく認可外保育施設指導監督基準を遵守した保育職員を配置するものとする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6. 資料等の配付について

(1) 配付資料

- ・ 荒尾市立有明医療センター院内保育所運營業務委託 企画提案書提出要領
- ・ 荒尾市立有明医療センター院内保育所運營業務 要求水準書
- ・ 役割分担表
- ・ 経費負担区分表
- ・ 責任負担表
- ・ 業務分担表
- ・ 求積図
- ・ 人数実績表 当院実績（令和 5 年 4 月～令和 8 年 3 月）

- ・ 説明会参加申込書【様式1】
- ・ 参加資格確認申請書【様式2】
- ・ 保育業務の委託実績表【様式2-1】
- ・ 企画提案書表紙【様式3】
- ・ 院内保育所業務委託見積書【様式3-1】
- ・ 見積内訳書【様式3-2】
- ・ 質問書【様式4】
- ・ プロポーザル参加申込書【様式5】
- ・ 暴力団排除条例に関する誓約書【様式6、6-1】
- ・ 委任状（代理人）【様式7】
- ・ 保育業務委託契約にかかる企画提案辞退届【様式8】

(2) 配付期間

令和8年9月28日(月)から10月5日(月)まで

7. 現地説明・見学会の実施について

- (1) 開催日時 令和8年10月1日(木)13時30から
(現地説明・見学を実施。現地見学は各社2名までとする)
- (2) 開催場所 荒尾市立有明医療センター敷地内 院内保育所前
- (3) 申込受付期間 令和8年10月1日(木)9時まで
- (4) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市立有明医療センター総務課施設係 担当：江田
- (5) 提出方法 説明会参加申込書【様式1】の郵送、持参、FAX、メールによる提出
FAX 番号 0968-63-1189
E-mail : ko.30902@city.arao.lg.jp
- (6) その他 参加は任意。参加資格に影響しない。

8. 質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け、参加意向を示した全業者に対して回答する。但し、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請書の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては回答しないことを当該業者に伝える。

- (1) 受付期間 令和8年9月28日(月)から10月2日(金)17時まで
- (2) 提出様式 質問書【様式4】
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市立有明医療センター総務課施設係
- (4) 提出方法 質問書【様式4】の郵送、持参、FAX、メールによる提出
- (5) FAX 番号 : 0968-63-1189 E-mail : ko.30902@city.arao.lg.jp
- (6) 回答日 令和8年10月5日(月)

9. 参加資格確認申請書の提出について

参加資格確認申請書の提出については、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和 8 年 9 月 28 日(月)から 10 月 7 日(水)まで
- (2) 受付時間 平日勤務日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市立有明医療センター総務課施設係
- (4) 提出方法 参加資格確認申請書【様式 2】、保育業務の委託実績書【様式 2-1】の
郵送、持参、FAX による提出
- (5) FAX 番号 0968-63-1189

10. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、「荒尾市立有明医療センター院内保育所運営業務委託 企画提案書提出要領」に基づくものとする。

- (1) 受付期間 令和 8 年 10 月 8 日(木)から 10 月 16 日(金)17 時 00 分まで
- (2) 受付時間 平日勤務日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(但し、10 月 16 日は 17 時までとする。)
- (3) 受付場所 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市立有明医療センター総務課施設係
- (4) 提出方法 企画提案書表紙【様式 3】と企画提案書等、プロポーザル参加申込書【様式 5】、暴力団排除条例に関する誓約書【様式 6、6-1】、委任状(代理人)【様式 7】を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。
郵送の場合は、受付期間中(最終日は 17 時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (5) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (6) 留意事項

- ① 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。但し、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で
使用できることとする。
- ② 申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式 8】を提出すること。
- ③ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ⑤ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的
に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的
に入手できる情報については、その対象ではない。
- ⑥ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ⑦ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上
の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が
記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

1 1. 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 令和 8 年 10 月 20 日(火) 13 時 30 分から
- (3) 会場等 会場、時間等の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) 説明時間 プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分程度とする。
- (5) 説明者 感染症等の拡大防止の観点から、事業者側の参加人数は 3 名以内とすること。
- (6) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

1 2. 審査基準

下記に掲げる項目、企画提案書提出要領を基本として審査を実施する。

(1) 各取組内容について

- ① 保育業務に関する経営理念について
 - ・ 保育所を運営するにふさわしい理念を有しているか
 - ・ 事業所の代表者は、保育理念を十分に理解し、保育所の使命・役割を具体的に説明できるか
- ② 保育方針・保育の質について
 - ・ 各年齢層の特性に合わせた保育指導計画は適当か
 - ・ 保育方針・指針に基づいた保育計画となっているか
- ③ 危機管理について
 - ・ 事故及び災害発生時の対応及び事故防止のための取り組みはどうか
そのマニュアルを整備している。
 - ・ 感染症、不審者の侵入等に関してのマニュアルがあり利用者の安全確保のための体制を整備しているか
 - ・ 利用者及び職員の健康管理、衛生管理は適切かどうか
また異常がある場合の対応は適切か
 - ・ 定期的な避難訓練を行っているか
 - ・ 離乳食やアレルギー食への対応は適切か
- ④ 管理運営について
 - ・ 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画を画策し、計画に基づいて具体的な取り組みを行っているか
 - ・ 個人情報保護に対する管理は徹底しているか
 - ・ 要望や苦情処理は適切に対応可能か
 - ・ 保育の基本方針に基づき、更に地域の実情や保護者の意向等を考慮した保育体制をとっているか
- ⑤ 業務運営について
 - ・ 職員の配置は十分であるか（認可外施設基準以上か）
 - ・ 延長保育・一時保育・休日保育・集団保育・病児保育の受入は可能か
- ⑥ 独自の自主事業と特色ある提案について
 - ・ 運営にあたって独自の事業や特色のある提案があるか

(2) 組織体制について

- ・会社の概要、事業規模、同種の内容、規模における業務実績
- ・受託準備体制、引継ぎ、移行計画

1 3. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果により評価点を算出し、総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。
審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

1 4. 契約の締結

荒尾市病院事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

1 5. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、荒尾市病院事業管理者は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、荒尾市病院事業管理者と受託者は誠意をもって協議する。

1 6. 問合せ先

荒尾市立有明医療センター総務課施設係 担当者：江田

TEL 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

E-mail : ko.30902@city.arao.lg.jp